

# 公共事業の再評価に係る対応方針

平成12年度長野県公共事業評価監視委員会の意見書を踏まえ、次のとおり対応方針を決定する。

## 1 対応方針

継続する事業は14箇所、継続のうち見直しする事業は4箇所とする。

各部の内訳表

各部	審議箇所数	継続箇所数	継続のうち (見直し)	休止・中止
農政部	3	3	—	—
林務部	3	3	1	—
土木部	8	8	3	—
計	14	14	4	—

(注) 各部事業別の箇所については別紙のとおり

## 2 事業実施に当たっての留意事項

### (1) 全事業に共通する事項

ア 計画の策定に当たっては、各部局間の調整を十分に行い、総合的かつ効果的な計画とする。

イ 事業の計画から実施に当たっては、一層の重点化・効率化を図り、事業効果が早期に発現できるよう努める。

ウ 事業の計画から実施に当たっては、各段階において、自然条件や環

境に配慮し、適切に対応する。

エ 時代や状況の変化等に応じて、計画・設計の見直しなどを行い、一層事業費の縮減に努める。

## (2) 特に配慮する個別事業

(ア) 砂防事業：開田村 鵜類沢

魚道計画については、水産試験場等の専門家の意見を聞き、現地に適したものとする。

(イ) 河川総合開発事業：豊丘村 郷土沢ダム

流域からの土砂流出を防止するため、関係機関と連携を図り森林保全に努めるとともに、湛水に伴う貯水池周辺斜面の表層崩壊対策を検討する。